

～関市ときめき・きらめき・いきいき市民活動助成金～ 制 度 概 要

目 的

住民主体の地域づくりを支援するために、団体が実施する地域課題の解決及び地域の活性化を図る事業に対して支援（助成金の交付）をします。

応募資格

次の条件を全て満たす団体です。

- ・ 関市内において活動する団体、または1年以内に活動する予定であること
- ・ 定款、会則その他の規程を定めていること
- ・ 市民に開かれた独立の組織であること
- ・ 宗教、政治的及び暴力的な活動をしてないこと
- ・ 未成年者のみの組織ではないこと
- ・ 公序良俗に反しないこと
- ・ 法令、条例等に違反する活動をしないこと

対象事業、助成額（限度額）

① 関市ときめき市民活動助成金

【対象事業】

NPO法人設立認証日から6月後までの期間において、NPO法人の設立に要した事務備品の購入事業

【助成額】

上限30万円

② 関市きらめき市民活動助成金

【対象事業】

NPO法人の活動のうち不特定多数の者の利益の増進に資する事業

【助成額】

上限100万円

③ 関市いきいき市民活動助成金

【対象事業】

地域の振興に資する事業及び市の一体化に資する事業

【助成額】

上限100万円

※①、②はNPO法人のみ、③は団体全般が対象



助成額の計算

助成対象事業費から事業の実施に伴って得られる収入（国県補助金、広告料、負担金など）を控除した額と助成対象事業費の3分の2を乗じた額とを比較していずれか少ない額とします。（千円未満の端数は切り捨てる）
（上限額：関市ときめき市民活動助成金 30 万円、関市きらめき市民活動助成金及び関市いきいき市民活動助成金 100 万円）

例 1：NPO 設立に伴う備品 40 万円の場合
事業費 40 万円 $\times 2 / 3 = 26$ 万 6 千円
関市ときめき市民活動助成金 26 万 6 千円

例 2：NPO 活動の事業費が 160 万円、広告料が 30 万円収入される場合
事業費 160 万円 $- 30$ 万円 $= 130$ 万円…①
事業費 160 万円 $\times 2 / 3 = 106$ 万 6 千円…②
①・②で小さい方 106 万 6 千円 ただし、限度額は 100 万円となる。
関市きらめき市民活動助成金 100 万円

例 3：地域振興に資する団体活動の事業費が 100 万円、県から 50 万円の補助を受ける場合
事業費 100 万円 $- 50$ 万円 $= 50$ 万円…①
事業費 100 万円 $\times 2 / 3 = 66$ 万 6 千円…②
①・②で小さい方 関市いきいき市民活動助成金 50 万円

【留意事項】

次の事業は、助成金の対象とはなりません。

- ・ 関市から他の補助金や交付金を受ける事業
- ・ 関市の公共施設に係る使用料の減免を受ける事業
- ・ 団体を構成する者のみを対象とする事業
（広く公益性が認められる場合を除く）

- ・ 事業費が 20 万円未満の事業
- ・ 営利を目的とした事業
- ・ 宗教及び神事に関連する事業

次の経費は助成金の対象外となります。

- ・ 飲食に要する費用
- ・ 団体の維持運営に係る費用

助成金の交付

1 年度につき 1 団体 1 事業で、通算 5 回を限度とします。

助成金の応募

広報等により広く募集をおこないます。

申請

助成金の交付を希望する団体は、申請を行います。

- ①「関市ときめき市民活動助成金」の申請は、随時受付します。
- ②「関市きらめき市民活動助成金」及び「関市いきいき市民活動助成金」の申請は、3月及び9月の年2回とします。

<提出書類>

申請書、事業計画書、収支予算書、団体調書、団体の前年度決算、定款、役員名簿、その他団体の活動を示す資料等、

審査

- ①「関市きらめき市民活動助成金」及び「関市いきいき市民活動助成金」の審査を行うため審査会を年2回（4月、10月）開催します。

名称：「関市市民活動助成金審査会」

構成：学識経験者2名以内、地域審議会会長などの市長が必要と認める者

- ②審査会の会議は公開とする。
- ③助成事業の審査にあたり、関係団体から説明（プレゼンテーション）、意見を聴くことができる。

<審査基準>

- ・事業の社会性や公益性の高さ
- ・事業計画及び収支計画の実現性
- ・事業の効果、地域への貢献度



交付決定

- ①審査会の審議結果等により、市長は助成金の交付決定を行います。
- ②「関市ときめき・きらめき・いきいき市民活動助成金交付決定通知書」により団体へ助成金の額を通知します。

事業の実施

- ・事業計画書のとおり事業を実施してください。
- ・助成金の交付決定を受けた年度末（3月末日）までに事業を完了してください。
- ・申請時の事業内容から大幅な変更（事業費の30%を超える変更）が生じる場合は、変更申請が必要です。
(事業費が減額した場合→助成金の減額が生ずる場合があります。
事業費が増額した場合→助成金の増額変更は行いません。)

概算払い

「関市きらめき市民活動助成金」及び「関市いきいき市民活動助成金」は、助成金の概算払いを受けることができます。

- ・助成金の交付決定額が50万円未満のときは、交付決定額の全額
- ・助成金の交付決定額が50万円以上のときは、交付決定額の70%以内の額

事業の完了報告

①助成事業が完了した日の1月後の日又は交付決定のあった年の3月31日のいずれか早い日までに完了届を提出してください。

②完了届を提出した日から10日以内に実績報告書を提出してください。

<提出書類>

完了届、実績報告書、事業報告書、収支決算書、活動状況を示す資料（写真や新聞記事など）を提出してください。

助成金の確定

①市長は、団体から提出された実績報告書により、事業の効果や助成金の対象事業費の精査を行い、助成金の額を確定します。

②助成金の確定額は、「関市ときめき・きらめき・いきいき市民活動助成金確定通知書」により団体へ通知します。

交付請求

団体は、助成金の確定通知書を受領してから14日以内に助成金の交付請求書を提出します。また、助成金の概算払いを受けた団体も、請求書を提出し、助成金の精算をします。

助成金の交付

助成金が団体に交付されます。

住民への公表

①助成金の活用実績は、年1回広報等にて住民へ公表します。

②活動の報告会、紙面による活動発表など、広く住民に活動報告をしていただく場合がありますのでご協力をお願いいたします。

※適正な執行がなされたか監査を行う場合があります。

～市民の元気を応援します～



■問い合わせ

〒501-3894

関市若草通3-1

関市市長公室企画政策課

TEL (0575) 23-7711

FAX (0575) 23-7744